

## 数値等記入の際の注意点

本調査では、社会保険の加入者数や賃金の平均額など、数値や割合をお答え頂く設問があります。その際の留意点はウェブ上にも記載していますが、本紙ではその中でも特に注意いただきたい設問についてやや詳しくご説明します。

### 建設技能者の社会保険の加入者数に関して(F5)

- ・建設技能者の雇用保険の「加入者数」では、適用除外者は加入者に含めないようお願いします。
- ・建設技能者の厚生年金保険の「加入者数」では、適用除外者は加入者に含めないようお願いします。また、厚生年金保険未加入者や国民年金の加入者も「加入者数」に含めないようお願いします。  
※適用除外についてはP2～P3をご参照下さい。

### 建設技能者の平均賃金の記入に関して(問 1-2、問 2-2、問 3-2、問 4-2)

- ・「平均賃金(日額)」では、以下の点を考慮して金額を回答して下さい。
  - 1) 基本給、社会保険料の個人負担分、諸手当、実物給与は含めて計算して下さい。  
ただし、時間外手当や休日手当等は含めないで計算して下さい。
  - 2) 手取り額ではなく、額面の金額でお答え下さい。
- ・「平均賃金」は日額で回答して頂きます。月給など月額をもとに日額に換算する場合は、まず各人ごとの日額賃金の値を算出した後、全員の合計値を人数で割って値を算出して下さい。(詳しくは以下参照) ※各計算にあたっては、小数点以下第1位を四捨五入して集計して下さい。

<算出例>

例 Aさん(月給)、Bさん(月給)、Cさん(月給)、Dさん(日給)の4人を雇用している場合(職階は全員同じであると仮定)

- ① まず各人の賃金(日額)を出し、それをすべて合計した全員の賃金(日額)総額を算出して下さい。

$$\frac{\text{Aさんの賃金(月額)}}{\text{実労働日数}} + \frac{\text{Bさんの賃金(月額)}}{\text{実労働日数}} + \frac{\text{Cさんの賃金(月額)}}{\text{実労働日数}} + \text{Dさんの日額} = \text{賃金(日額)総額}$$

② ①の結果を、さらに人数で割って、ひとりあたりの「平均賃金(日額)」を算出して下さい。

$$\frac{\text{賃金(日額)総額}}{\text{建設技能者数の合計人数}} = \text{平均賃金(日額)}$$

これが回答頂く  
平均賃金です

<実際に数字を入れてご説明すると・・・>

	Aさん (月給) 実働20日	Bさん (月給) 実働22日	Cさん (月給) 実働20日	Dさん (日給)
基本給	250,000円	300,000円	270,000円	12,000円
家族手当	5,000円	0円	0円	200円
社会保険 (本人負担額)	35,000円	40,000円	37,000円	1,500円
時間外手当	17,500円	10,000円	5,000円	1,000円
合計(月額)額面	290,000円	340,000円	307,000円	-
合計(日額)額面	14,500円	15,454円	15,350円	14,700円

額面に含む

→ 額面から除く

$$\textcircled{1} \frac{290,000 \text{円}}{20 \text{日}} + \frac{340,000 \text{円}}{22 \text{日}} + \frac{307,000 \text{円}}{20 \text{日}} + 14,700 \text{円} = 60,004 \text{円}$$

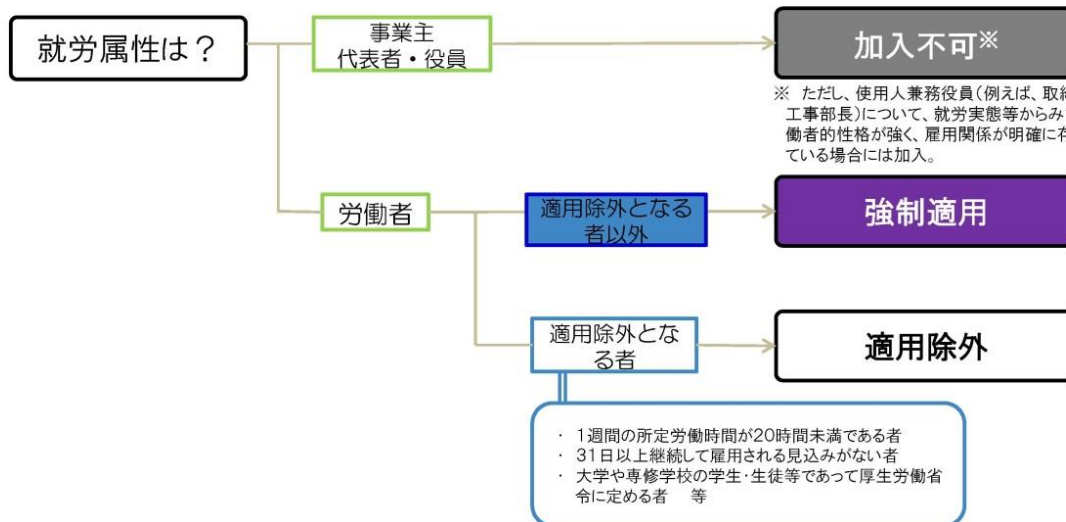
$$\textcircled{2} \frac{60,004 \text{円}}{4 \text{人}} = \underline{15,001 \text{円}}$$

<資料>建設技能者の社会保険の加入者数に関して(F5)

## 社会保険の適用関係について①

### ○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。

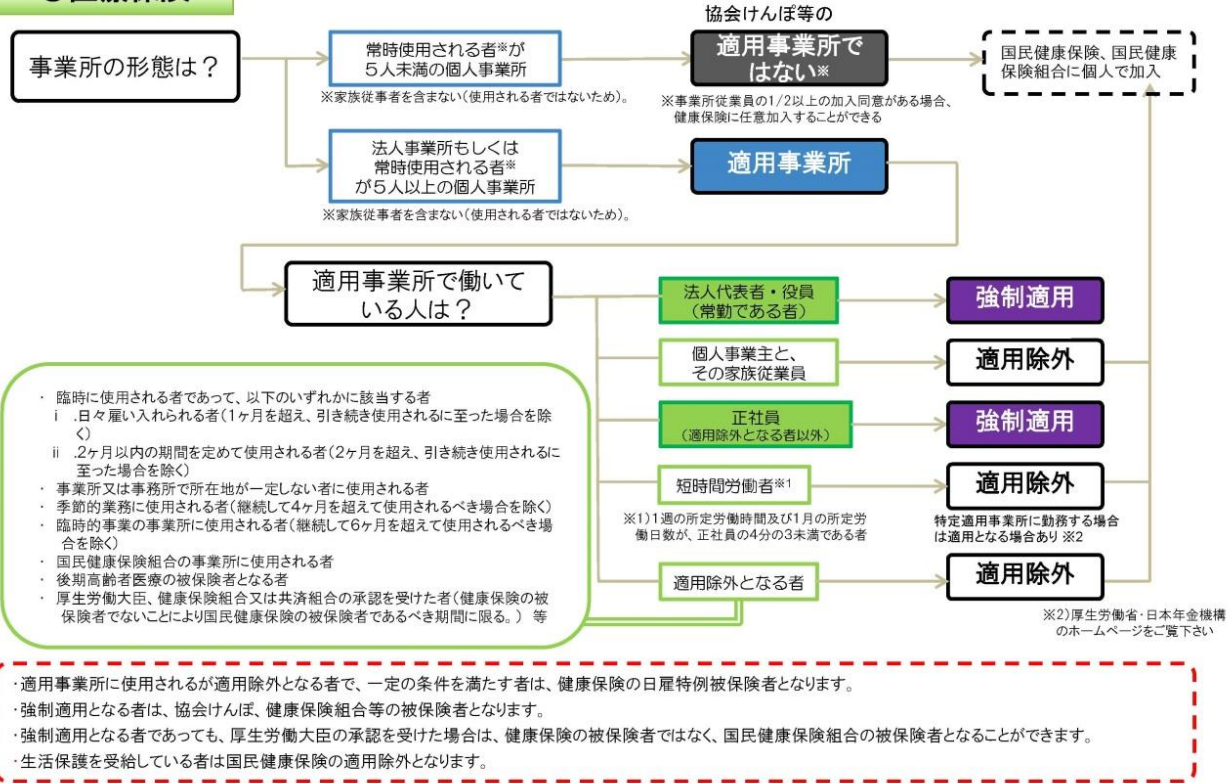


- ・強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
- ・ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。
- ・平成29年1月1日以降、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

# 社会保険の適用関係について②

## ○医療保険

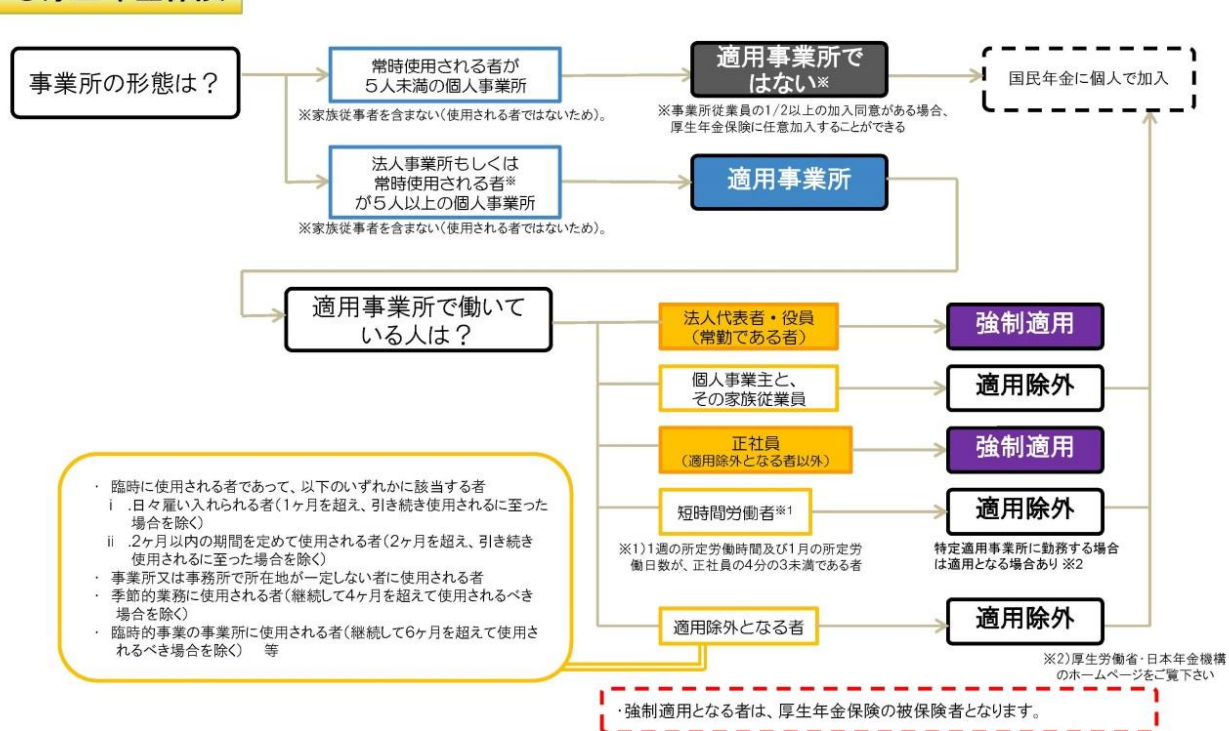
※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



# 社会保険の適用関係について③

## ○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



## 標準約款改正(請負代金内訳書における法定福利費の明示)

### ○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険

契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

### <法定福利費の計算方法>

#### ①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。  
法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率

#### ②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。  
法定福利費 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

#### ③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)  
法定福利費 = (下請Aの法定福利費) + (下請Bの法定福利費) + …

(活用イメージ)



(発注者) 殿 (受注者) 住所: 氏名:

請負代金内訳書

工事名 ○○工事  
契約年月日  
工期

工事区分	工種	種別	.....	単価	金額
工事費計					10,000,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)

国土交通省直轄工事においては、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から請負代金内訳書に法定福利費を明示することとした。

## 「法定福利費を内訳明示した見積書」について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労災保険は元請一括加入)

⇒労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

### 法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

### 「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

[基本的な法定福利費算出方法]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

[その他の法定福利費算出方法]

$$= \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

$$= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

(見積書の活用イメージ)



**標準見積書:** 社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成(国土交通省HPIにも掲載) 下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

御見積書(例)

○○○株式会社 殿 住所: ×× 〇〇株式会社

見積金額: L (消費税別)

内訳	項目	数量	単価	金額
○○○工事	材料費			A
	労務費			B
	経費(法定福利費を除く)			C
小計				D=A+B+C
法定福利費	法定福利費等事業主負担	付帯金額	料率	金額
	雇用保険料	E	%	E×E×%
	健康保険料	E	%	F×E×%
	介護保険料	E	%	G×E×%
	厚生年金保険料(子ども子育て給付金含む)	E	%	H×E×%
合計				I=E×%
小計				J=D+I
消費税等				K=J×%
合計				L=J+K